



島根県報

平成25年3月8日（金）

第2,476号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地処分（3件）	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の 一部改正	（雇 用 政 策 課）	2
港務所所員の服制の廃止	（港 湾 空 港 課）	3
島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正	（都 市 計 画 課）	3

【公 告】

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	（総 務 課）	3
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	（ ” ）	6

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		8
---------------------	--	---

告 示

島根県告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年2月26日付けで県営土地改良事業に係る金城地区（馬場工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年2月25日付けで県営土地改良事業に係る出雲南地区（殿川内（新田）工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年2月25日付けで県営土地改良事業に係る奥出雲地区（大内原工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第144号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市弥栄町小坂964-4、弥栄町栃木1163-5
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
-

島根県告示第145号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成12年島根県告示第220号）の一部を次のように改正し、平成25年3月8日から施行する。

平成25年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2号の表中「、木工機械整備」を削る。

島根県告示第146号

港務所所員の服制（昭和31年島根県告示第444号）は廃止し、平成25年3月8日から施行する。

平成25年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第147号

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、平成25年3月30日から施行する。

平成25年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

4中「吉田掛合インターチェンジ」を「雲南市吉田町吉田地内広島県境」に改める。

公**告**

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第37条の規定により、平成23年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年3月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 公文書公開の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	受付数	公文書数
県政情報センター	794	2,157
松江地区県政情報コーナー	7	8
雲南地区県政情報コーナー	1	1
出雲地区県政情報コーナー	4	29
県央地区県政情報コーナー	18	93
浜田地区県政情報コーナー	66	143
益田地区県政情報コーナー	10	13
隠岐地区県政情報コーナー	7	8
単独地方機関等	16	16
小 計	923	2,468
警察情報公開センター	24	275
各警察署情報公開窓口	1	1
小 計	25	276

合 計	948	2,744
-----	-----	-------

- 注 1 「受付数」は、公文書公開請求書の数をいう。
 2 「公文書数」は、決定した公文書の件数をいう。

(2) 請求の処理状況

単位：件

公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
2,059	512	31	115	1		26		2,744

- 注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。
 2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。
 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	合計	
	本庁	地方機関
知事	2,394	1,019
政策企画局	1	1
総務部	210	78
地域振興部	9	9
環境生活部	22	22
健康福祉部	1,293	514
農林水産部	51	6
商工労働部	70	70
土木部	736	420
出納局		
企業局	2	1
病院事業管理者		
議会	2	2
教育委員会	61	5
選挙管理委員会	10	10
人事委員会	1	1
監査委員		
公安委員会		
警察本部長	276	1
労働委員会		
収用委員会		
海区漁業調整委員会		
内水面漁場管理委員会		
地方独立行政法人		
合 計	2,744	1,025

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
21 (繰越 17)		4	8			9	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸出し	
			利用者	資料	利用者	資料
県政情報センター	266	304	320	954	166	519
松江地区県政情報コーナー		28	6	14		
雲南地区県政情報コーナー		38	16	45		
出雲地区県政情報コーナー	2	100	65	133	1	1
県央地区県政情報コーナー	1	36	37	100	2	2
浜田地区県政情報コーナー	2	5	33	71		
益田地区県政情報コーナー						
隠岐地区県政情報コーナー	1	5				
小 計	272	516	477	1,317	169	522
警察情報公開センター	11	4				
各警察署情報公開窓口	1	4				
小 計	12	8				
合 計	284	524	477	1,317	169	522

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍聴者
		公 開	一部公開	非公開	
附属機関	252	59	29	164	13
附属機関に類するもの	155	76	69	10	115
合 計	407	135	98	174	128

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施している 法 人	公開申出 のあった 法 人	公開申出	回 答 の 内 訳					その他
			公 開	部 分 公 開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
21	1	1	1					

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。

- 2 「回答の内訳」は、通知書の数をいう。
- 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。
- 4 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成23年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年 3 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	9	15					9	15
松江地区県政情報コーナー								
雲南地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー	1	1					1	1
県央地区県政情報コーナー								
浜田地区県政情報コーナー	1	3					1	3
益田地区県政情報コーナー								
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関等	2	4					2	4
小 計	13	23					13	23
警察情報公開センター	3	4					3	4
各警察署情報公開窓口	1	5					1	5
小 計	4	9					4	9
合 計	17	32					17	32

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定及び処理した公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	23			23
政策企画局				
総務部				
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	23			23

農林水産部				
商工労働部				
土木部				
出納局				
企業局				
病院事業管理者				
議会				
教育委員会				
選挙管理委員会				
人事委員会				
監査委員				
公安委員会				
警察本部長		9		9
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人				
合 計		32		32

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 107件

イ 口頭による開示請求の実施 1,175件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合 計
11	13	5	3					32

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

21団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位：団体、件

開示申出のあった法人	開示申出	決定の内訳					その他
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応拒否	
2	3	3					

注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。

2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。

3 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(3) 口頭による開示申出状況

該当なし

(4) 訂正等申出及び処理状況

該当なし

(5) 利用停止申出及び処理状況

該当なし

(6) 異議申出の状況

該当なし

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成25年3月8日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
サービス付き高齢者向け住宅四十間堀醫	松江市内中原町295-1	平成25年2月26日
住宅型有料老人ホーム山ぼうし	出雲市西新町1丁目2548-11	平成25年2月26日
有料老人ホーム直江ホーム	出雲市斐川町直江1231-1	平成25年2月26日
特別養護老人ホームかんの里	出雲市神門町14-1	平成25年2月26日